

県民と共に考える地域の未来創造事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、県民と共に考える地域の未来創造事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、自分たちが住む地域の未来にとって必要だと考える地域活性化プランを県と協働して練り上げ、自ら事業を実施する、活動拠点となる市町村を別とする地域づくり団体が広域的に連携したグループに対し、必要な経費を支援し、鳥取県発の参加型自治モデルを確立することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第5欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）から、当該対象事業に伴う収入（本補助金を除く。）の額を控除した額（以下「算定基準額」という。）に、同表の第3欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額と、同表の第4欄に掲げる限度額のいずれか低い額以下とする。
- 3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、地域づくり推進部県民参画協働課長が別に定める日までに行わなければならない。

- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(調査)

第5条 県は、前条の交付申請を受け、必要と認めるときは、申請内容等について申請者から聴取等の調査を行うことができる。

(審査)

第6条 審査は、審査委員会において行う。

- 2 審査委員会は、鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定により設置するものとする。
- 3 審査は、インターネットを通じたアンケート調査等による県民の意向を反映させるものとする。

4 その他の審査方法については、審査委員会が別に定めるものとする。

(交付決定の時期等)

第7条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた後、審査委員会を開催した日から14日以内(県の休日の日数は算入しない。)に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 知事は、第4条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額(変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。)から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第8条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1) 本補助金の増額又は2割以上の減額を伴う変更

(2) 事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更

2 変更等の承認については、変更等承認申請書を受けた日から30日以内に行うものとする。

(実績報告の時期等)

第9条 規則第17条第1項の規定による報告(以下「実績報告」という。)は、次に掲げる日まですに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業等の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第4号及び様式第5号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者(以下「補助事業者」という。)は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第6号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(財産の処分制限)

第10条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間(同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間)とする。

2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

3 第8条第2項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(情報の公表)

第11条 事業の公正性及び透明性を高めるとともに、広く活動団体等の参考とし活動の促進を図るため、採択された事業の申請及び報告の書類等は、個人情報を除き公表する。

(雑則)

第12条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、地域づくり推進部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年7月3日から施行する。

別表（第3条関係）

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助率	4 限度額	5 補助対象経費
地域活性化プラン策定補助	<p>地域の未来にとって必要だと考える地域活性化プランを策定する取組</p> <p>ただし、従前から行っている取組、国・県・市町村から他の補助金、交付金等を受ける（予定を含む。）取組は対象としない。</p>	10/10	30万円	<p>活動拠点となる市町村を別とする複数の団体（県内で地域をより良くしようと自ら取り組む意欲があり、県内に事務所又は活動拠点を有する団体等（法人格の有無を問わない。次に掲げるもの以外のもの。））が連携したグループ（以下「地域連携グループ」という。）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業（社会貢献活動に該当すると認められる取組を行う場合を除く。） ・政治・選挙・宗教・特定の思想の普及に関わる団体 ・暴力団又は暴力団員等の統制下にある団体 ・団体として活動実体のないもの

様式第1号（第4条関係）

〇〇年度県民と共に考える地域の未来創造事業計画書

区 分	内 容
1. 事業の名称	
2. 他の補助金の活用状況	本事業の実施における国、県又は市町村の他の補助金、交付金等の活用について <input type="checkbox"/> ありません
3. 事業の目的	
4. 事業概要	(地域課題の内容について)
	(地域課題をどのように解決するか、具体的な取組内容について)
5. 背景及び課題解決の方向性	(「4. 事業概要」で記載した地域課題の現状について、またどのように課題を解決すべきと考えるか記載) ・本事業に取り組もうとする理由につながるものです。 ・データ等を活用し、詳しく記載してください。 (1) 背景 (2) 課題解決の方向性
6. 県との協働連携	(「5. 事業概要」で記載した地域課題解決のため、県に期待する役割について記載) ・広報など、県でなくとも実施できるようなものは含みません。 ・県が必ず担わなければならないようなものをイメージしてください。
7. 発展性・モデル性・公益性	(多分野、多方面への効果、他地域の取組へのモデル性及び本事業が貴グループにとどまらず地域や社会に与える影響や効果について記載) ・貴グループの取組結果が他地域の取組にどのような影響を与えると考えるか記載してください。

8. 地域性	(「4. 事業概要」で記載した課題解決についての住民ニーズ、地域資源の活用等について記載)	
9. 実施体制	(1) 主体となる組織	(主体となって本事業を推進する団体等(活動拠点となる市町村を別とする2以上の団体等)を記載)
	(2) その他参画する団体等	(その他、本事業の実施にあたり参画する(参画が期待される)団体等を記載) ※現時点で参画することが決まっていない場合は、名称の後に「案」と記載してください
10. 消費税の取り扱い	<input type="checkbox"/> 一般課税事業者 <input type="checkbox"/> 簡易課税事業者 <input type="checkbox"/> 免税事業者	
11. その他	※実施事業のうち、対象経費が工事請負費または委託費の場合で、県内事業者への発注が困難である場合に、その理由を記載	

注：下記の書類も提出してください。

(添付書類)

主体となる組織の、団体規約(規約がない場合は、団体目的、活動概要がわかる書類)、構成員名簿、年間事業計画書、事業年度予算書など

<担当者連絡先>

住 所	〒		
団体名		担当者名	
連絡先	電話：	ファクシミリ：	
	E-mail：		

様式第2号（第4条関係）

〇〇年度県民と共に考える地域の未来創造事業収支予算書

収入の部

(単位：円)

区 分	予算額	積算内訳
県補助金		
自己資金		
参加費		
その他の収入		
合 計		

支出の部

(単位：円)

区 分	予算額	積算内訳
合 計		

様

職 氏 名

印

〇〇年度県民と共に考える地域の未来創造事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった県民と共に考える地域の未来創造事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

（担当： 担 当 所 属 電 話 ）

記

1 対象事業

本補助金の対象事業の内容は、・・・・・・・・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

(1) 算定基準額 金 円

(2) 交付決定額 金 円

3 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、県民と共に考える地域の未来創造事業補助金交付要綱（令和5年7月3日付第202300085066号鳥取県地域づくり推進部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第7条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

4 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

〇〇年度県民と共に考える地域の未来創造事業報告書

区 分	内 容
1. 事業の名称	
2. 事業の目的	
3. 実施体制	
4. 事業結果	(地域活性化プラン策定に要した会議等の実施日、参加人数、開催場所、概要等について記載)
5. 事業成果	(策定した地域活性化プランの内容、スケジュール、実施体制等について記載。)
6. 消費税の取り扱い	<input type="checkbox"/> 一般課税事業者 <input type="checkbox"/> 簡易課税事業者 <input type="checkbox"/> 免税事業者

注 必要に応じ、下記の書類も提出してください。

(添付書類)

策定した地域活性化プランを添付してください。

担当者連絡先

住 所	〒		
団体名		担当者名	
連絡先	電話：	ファクシミリ：	
	E-mail：		

様式第5号（第9条関係）

〇〇年度県民と共に考える地域の未来創造事業収支決算書

収入の部

(単位：円)

区 分	予算額	決算額	積算内訳
県補助金			
自己資金			
参加費			
その他の収入			
合 計			

支出の部

(単位：円)

区 分	予算額	決算額	積算内訳
合 計			

年 月 日

鳥取県知事 様

住 所
申請者 氏 名
(団体に当たっては、名称及び代表者の氏名)

〇〇年度県民と共に考える地域の未来創造事業仕入控除税額確定報告書

年 月 日付第 号により交付決定のあった 年度県民と共に考える地域の未来創造事業補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、次のとおり報告します。

- | | | | |
|------------------------------------|---|---|---|
| 1 交付された補助金等の額の確定額 | 金 | , | 円 |
| 2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 金 | , | 円 |
| 3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額 | 金 | , | 円 |
| 4 補助金返還額（2から3の額を差し引いた額） | 金 | , | 円 |

5 添付資料

- (1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類
- (2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
- (3) 課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表（写し）

様式第6号 別紙（第9条関係）

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

- 1 法人名
- 2 法人住所
- 3 代表者職氏名
- 4 補助事業名
- 5 補助金額
- 6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 7 6の計算方法や積算の内訳

(1) 補助対象経費（補助金の使途）の内訳

区分	課税仕入れ				非課税仕入れ	合計
	課税売上 対応分	非課税売上 対応分	共通対応 分			
経費 の内 訳	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇

- (2) 課税売上割合 〇〇%
- (3) 補助金に係る仕入控除税額の計算方法